

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

QI/WP/WT 定期的宣誓の機能実装

2018年4月9日

2018年4月4日、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は適格仲介人 (Qualified Intermediary: 以下「QI」)、源泉徴収外国パートナーシップ (Withholding Foreign Partnership: 以下「WP」)、及び源泉徴収外国信託 (Withholding Foreign Trust: 以下「WT」)¹ [アカウントマネジメントシステム](#) (IRS ウェブサイト (英語)) に QI/WP/WT の定期的宣誓に関する機能を実装するとともに、その内容を公表した。これに伴い、[QI/WP/WT アカウントマネジメントシステムに関する FAQ](#) (IRS ウェブサイト (英語)) に宣誓及びシステムに関する FAQ が 10 個新たに追加された。加えて、QI/WP/WT アカウントマネジメントシステムのユーザーガイドである [Publication 5262 \(QI/WP/WT Application & Account Management User Guide\)](#) (IRS ウェブサイト (英語)) が改訂された。本ニュースレターでは最新のシステム更新について速報ベースでお伝えする。

1. 定期的宣誓

QI/WP/WT アカウントマネジメントシステムに定期的宣誓機能が実装され、QI/WP/WT は定期的宣誓を行うことが可能となった。QI 定期的宣誓は 7 つ² の要素で構成されている。

■ パート 1~6: 事実情報

パート 1~6 で求められている内容については [2017 年 QI 契約 \(Revenue Procedure 2017-15\)](#) (IRS ウェブサイト (英語)) 別紙 1 で公表されており、概要と対象者は以下のとおり。

	概要	対象者
パート 1	一般情報 (源泉徴収義務の引き受け等)	全ての QI
パート 2	コンプライアンスプログラム構築の有無等の内部統制の宣誓	全ての QI
パート 3	定期的検証の免除 (QI 対象の口座数や米国非居住者口座数などの提供あり)	定期的検証の免除申請を行う QI
パート 4-A	定期的検証における QI 事実情報 (検証人に関する情報)	定期的検証の免除申請を行わない、又は免除の承認を未受領の QI
パート 4-B	定期的検証における QI 事実情報 (検証対象口座数、源泉税額、年次報告書の報告内容等)	QDD としてのみ活動する QI を除く、定期的検証の免除申請を行わない、又は免除の承認を未受領の QI
パート 5	QDD ³ 要件チェック及び対象口座情報	宣誓対象期間が 2018 年以降となる宣誓を行う、QDD として活動する全ての QI
パート 6	対象口座情報 (口座数、本人確認書類、年次報告、源泉徴収等)	みなし利子支払いに対して第一義的源泉徴収義務を負う全ての QI

1 主に QI は金融機関、WP は従業員持株会や有限責任投資事業組合等のパートナーシップ形式の事業体、WT 契約は信託が、米国 IRS と源泉徴収、報告等に関する契約を締結している。

2 WP/WT の定期的宣誓は 5 つのパートで構成されている。

3 QDD (Qualified Deliberative Dealer) は米国株式を原資産とするデリバティブを取り扱う QI であり、QDD は内国歳入法 871 条 (m) 及び QI 契約上での追加的な義務を負う。

■ パート7: 書類のアップロード

パート7⁴は書類のアップロードに関するセクションになっており、アップロードすることが想定されている書類は以下の6種類である。

	概要	対象者
様式 872 Consent to Extend the Time to Assess Tax	IRS の調査対象となった際、時効の延長に合意することを示す書式	IRS に要請された場合
様式 2848 Power of Attorney and Declaration of Representative	IRS に対しての対応を行う際の委任状	代理人が手続や IRS との対応を行う場合
組織図 Organization Chart	複数の QI, WP 等の関連を示す組織図	連結コンプライアンスグループ(Consolidated Compliance Group)を構成している場合
定期的宣誓レポート Periodic Review Report	定期的検証の結果は、書面により QI 責任者に報告することが求められており、一定の要件を満たした報告書	IRS に要請された場合
サンプリング計画 Proposed Sample Plan	サンプリング方法を示す計画書	連結コンプライアンスグループを構成している場合又は Revenue Procedure 2017-15 Appendix II に規定されたサンプリング手法と異なる手法を用いる場合
不履行是正のための計画 Remediation Plan	システム又はコンプライアンス手続きの重大な不履行を是正するための計画書	IRS に要請された場合

2. 検証対象年の選択と宣誓期限

QI/WP/WT は初めに定期的検証の対象となる年度を、2015・2016・2017 の3年から選択する必要があり、各 QI の状況に合わせて次項以降が表示されるようになっている。また、必須となる記入箇所にはアスタリスクマーク(*)が表示される。

宣誓の期限については、既に今年の2月に延長が公表されており、定期的検証対象年度に2015年又は2016年を選択する場合は、宣誓期限が、2018年9月1日となり、2017年を選択する場合には、2019年3月1日となっている。

一定の QI/WP/WT で、要件を満たした上で定期的検証が免除となる場合にも、定期的宣誓は必要となり、その際の宣誓期限は2018年9月1日となる。

おわりに

FATCA ポータルサイト(IRS ウェブサイト(英語))において FATCA に係る宣誓機能の実装が7月になることが公表された中、QI/WP/WT の定期的宣誓に関する機能の実装が IRS の公表どおり2018年4月に行われたことは、宣誓に向け準備を進める QI/WP/WT にとって朗報といえよう。宣誓が求められる QI/WP/WT には、システムに登録された E メールアドレス宛に通知が届いており、システムのメッセージボードに宣誓実施期間や期限が表示される仕様となっているため、速やかに確認されることが推奨される。

また、定期的宣誓免除を希望する QI/WP/WT においては、コンプライアンスプログラムの構築など、一定の要件を満たすことが求められており、未対応場合には早急な対応が必要である。

デロイトトーマツ税理士法人は、QI/WP に関して多数の検証人としての実績があり、新制度に基づく外部検証の実施、免除申請サポートを予定しており、今回公表された QI/WP/WT アカウントマネジメントシステムのユーザーガイドの参考和訳や、定期的宣誓実施のための手順書、回答案も用意することを予定している。

4 WP/WP の場合にはパート5

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatu.co.jp
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohmatu.co.jp
マネジャー	五十嵐 寿行	hisayuki.igarashi@tohmatu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohmatu.co.jp
アシスタントマネジャー	上田 真樹	masaki.ueda@tohmatu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohmatu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

50th Making another half century of Impact Deloitte Tohmatsu デロイト トーマツ 50周年 次の50年へ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士 法人を含む) がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001